



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

企業局事項

- 沖縄県企業局会計規程の一部を改正する規程…………… 1
- 沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程…………… 1
- 沖縄県企業局職員就業規程の一部を改正する規程…………… 2
- 沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令…………… 3

病院事業局事項

- 沖縄県病院事業局の組織改編に伴う関係規程の整備に関する規程…………… 5
- 沖縄県病院事業局職員就業規程の一部を改正する規程…………… 12
- 沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程…………… 13
- 沖縄県病院事業局財務規程の一部を改正する規程…………… 17
- 沖縄県病院事業出納取扱金融機関の指定の一部を改正する告示…………… 17
- 沖縄県病院事業局の組織改編に伴う関係訓令の整備に関する訓令…………… 17
- 沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令…………… 22

議会事項

- 沖縄県議会事務局規程の一部を改正する訓令…………… 24

企 業 局 事 項

沖縄県企業局管理規程第3号

沖縄県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 宮 城 力

沖縄県企業局会計規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局会計規程（昭和47年沖縄県企業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第40条第1項に次の1号を加える。

- (7) 電気通信利用役務の提供を受けるために要する経費

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

沖縄県企業局管理規程第4号

沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 宮 城 力

沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程

沖縄県企業職員給与規程（昭和47年沖縄県企業局管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「勤勉手当」の次に「、災害派遣手当」を加える。
別表第4中「93,800円」を「104,200円」に、「84,600円」を「94,000円」に、「70,500円」を「82,200円」に、「66,400円」を「77,400円」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

沖縄県企業局管理規程第5号

沖縄県企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 宮 城 力

沖縄県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局職員就業規程（昭和48年沖縄県企業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 午前7時から午後3時45分までの間における7時間45分
- 第5条第4項に次の4号を加える。
- (6) 午前10時から午後6時45分までの間における7時間45分
- (7) 午前10時30分から午後7時15分までの間における7時間45分
- (8) 午前11時から午後7時45分までの間における7時間45分
- (9) 午前11時30分から午後8時15分までの間における7時間45分

第6条第1項を次のように改める。

職員の休憩時間は、正午から午後1時までとする。ただし、次の各号に掲げる職員にあっては、それぞれ当該各号に定める休憩時間とする。

- (1) 前条第3項第8号又は第4項第7号から第9号までの規定による勤務時間を割り振られた職員 午後2時から午後3時まで
- (2) 交替制勤務者（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。） 少なくとも1時間とし、所属長が勤務時間の途中で別に定める。
- (3) 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員 1日の勤務時間が6時間を超える場合は少なくとも1時間とし、所属長が勤務時間の途中で別に定める。

第6条第6項中「第3項」を「第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第5項を第7項とし、同条第4項中「前3項」を「前5項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 前3項の規定にかかわらず、所属長は、前条第2項から第4項までの規定により勤務時間を割り振られた職員（管理者が別に定めるものに限る。）について、当該職員の申告を考慮して、公務の運営に支障がある場合又は支障が生ずるおそれがある場合を除き、管理者が別に定めるところにより、当該職員の休憩時間を次の各号に掲げるいずれかの時間帯とすることができる。

- (1) 午前11時45分から午後零時30分までの時間帯
- (2) 午前11時45分から午後零時45分までの時間帯
- (3) 午後零時15分から午後1時までの時間帯
- (4) 午後零時15分から午後1時15分までの時間帯
- (5) 午後1時45分から午後2時30分までの時間帯
- (6) 午後1時45分から午後2時45分までの時間帯
- (7) 午後2時15分から午後3時までの時間帯
- (8) 午後2時15分から午後3時15分までの時間帯

5 前4項の規定にかかわらず、所属長は、前条第2項から第5項までの規定により勤務時間を割り振られた職員（障害のある職員であって管理者が別に定めるものに限る。）について、当該職員の申告を考慮して、公務の運営に支障がある場合又は支障が生ずるおそれがある場合を除き、管理者が別に定めるところにより、当該職員に休憩時間を分割して与えることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 4 年沖縄県条例第 51 号）附則第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員は、改正後の沖縄県企業局職員就業規程（以下「新就業規程」という。）第 4 条第 4 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新就業規程を適用する。

沖縄県企業局訓令第 3 号

沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 宮 城 力

沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程（平成 8 年企業局訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 2 項第 1 号中「交通期間等」を「交通機関等」に改め、同項第 2 号中「1,900 円」を「2,510 円」に改める。

第 15 条中第 4 項を第 6 項とし、第 3 項の次に次の 2 項を加える。

4 第 1 項に規定する勤務時間の割振りは、特別の勤務に従事する会計年度任用職員を除き、月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間において 7 時間 45 分とする。

5 前項の規定にかかわらず、所属長は、特別の勤務に従事する会計年度任用職員以外の会計年度任用職員に対し、公務の運営に支障がある場合又は支障が生ずるおそれがある場合を除き、管理者が別に定めるところにより、次の各号に掲げるいずれかの勤務時間を割り振ることができる。

- (1) 午前 7 時から午後 3 時 45 分までの間における 7 時間 45 分
- (2) 午前 7 時 30 分から午後 4 時 15 分までの間における 7 時間 45 分
- (3) 午前 8 時から午後 4 時 45 分までの間における 7 時間 45 分
- (4) 午前 9 時から午後 5 時 45 分までの間における 7 時間 45 分
- (5) 午前 9 時 30 分から午後 6 時 15 分までの間における 7 時間 45 分
- (6) 午前 10 時から午後 6 時 45 分までの間における 7 時間 45 分
- (7) 午前 10 時 30 分から午後 7 時 15 分までの間における 7 時間 45 分
- (8) 午前 11 時から午後 7 時 45 分までの間における 7 時間 45 分
- (9) 午前 11 時 30 分から午後 8 時 15 分までの間における 7 時間 45 分

第 16 条を次のように改める。

(休憩時間)

第 16 条 会計年度任用職員の休憩時間は、正午から午後 1 時までとする。ただし、前条第 5 項第 7 号から第 9 号までの勤務時間を割り振られた会計年度任用職員の休憩時間は午後 2 時から午後 3 時までとし、特別の勤務に従事する会計年度任用職員の休憩時間は所属長が勤務時間の途中で別に定める。

2 所属長は、特別の勤務に従事する会計年度任用職員以外の会計年度任用職員（管理者が別に定めるものに限る。）について、当該職員の申告を考慮して、公務の運営に支障がある場合又は支障が生ずるおそれがある場合を除き、管理者が別に定めるところにより、当該職員の休憩時間を次の各号に掲げるいずれかの時間帯とすることができる。

- (1) 午前 11 時 45 分から午後 零時 45 分までの時間帯
- (2) 午後 零時 15 分から午後 1 時 15 分までの時間帯
- (3) 午後 1 時 45 分から午後 2 時 45 分までの時間帯
- (4) 午後 2 時 15 分から午後 3 時 15 分までの時間帯

3 前 2 項の規定にかかわらず、所属長は、会計年度任用職員（障害のある職員であって管理者が別に定めるものに限る。）について、当該職員の申告を考慮して、公務の運営に支障がある場合又は支障が生ずる

おそれがある場合を除き、管理者が別に定めるところにより、当該職員に休憩時間を分割して与えることができる。

第19条第5号を次のように改める。

(5) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 連続する7日の範囲内の期間

ア 会計年度任用職員の現住居が滅失又は損壊した場合

イ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足し、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができない場合

ウ 災害のうち、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第24条第1項に規定する非常災害対策本部が設置された非常災害若しくは同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された非常災害又はこれらの本部の設置が見込まれるものにより、会計年度任用職員の現住居以外の住居又は親族の住居が滅失し、又は損壊され、当該会計年度任用職員がその復旧作業に従事する場合

第19条に次の4号を加える。

(19) 生後1年に達しない子を育てる場合 1日2回それぞれ30分以内の期間

(20) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、次に掲げる場合のいずれかに該当するため、勤務しないことが相当であると認められるとき 1の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内で必要と認める日又は時間

ア 当該子の看護（負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をを行うことをいう。）を行う場合

イ 当該子に予防接種又は健康診断を受けさせる場合

ウ 当該子の学校の休業等（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止及び同法第20条の規定による学校の休業並びに児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他の施設及び児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第19条の規定による出席停止又は同法第20条の規定による学校の休業に準ずるものをいう。）に伴い当該子の世話をを行う場合

エ 当該子の教育又は保育に係る行事（入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典をいう。）に参加する場合

(21) 次に掲げる者（ウ及びエに掲げる者にあつては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護状態にある対象家族」という。）の介護又は通院等の付添い、要介護状態にある対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の必要な世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（要介護状態にある対象家族が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内で必要と認める日又は時間

ア 配偶者、父母、子及び配偶者の父母

イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

ウ 父母の配偶者及び配偶者の父母の配偶者

エ 子の配偶者及び配偶者の子

(22) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認める期間

第20条第1項中第1号から第3号までを削り、同項第4号イ中「採用」を「任用」に改め、同号を同項第1号とし、同項中第5号を第2号とし、第6号を第3号とし、同項第7号中「又は疾病」を「若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第8号を削り、第9号を第5号とし、同条第2項中「採用」を「任用」に、「前項第4号及び第5号」を「前項第1号及び第2号」に改め、同条第3項第2号中「第1項第5号」を「第1項第2号」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

病院事業局事項

沖縄県病院事業局管理規程第1号

沖縄県病院事業局の組織改編に伴う関係規程の整備に関する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

沖縄県病院事業局の組織改編に伴う関係規程の整備に関する規程

(沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部改正)

第1条 沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程(平成18年沖縄県病院事業局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

別表第3 沖縄県立中部病院の項中「血液・腫瘍内科」を「血液内科 腫瘍内科」に改め、同表沖縄県立南部医療センター・こども医療センターの項中「小児麻酔科」を「小児麻酔科 小児総合診療科」に改める。

(沖縄県病院事業局組織規程の一部改正)

第2条 沖縄県病院事業局組織規程(平成18年沖縄県病院事業局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

目次中「第8条」を「第7条」に、「第9条」を「第8条」に、「病院総務事務センター(第10条)」を「削除」に、「第11条・第12条」を「第9条」に、「第13条・第14条」を「第10条・第11条」に、「第15条」を「第12条」に、「第16条・第17条」を「第13条・第14条」に改める。

第4条の見出し中「班」を「班等」に改め、同条中「掲げる班」の次に「又はセンター」を加え、同条の表中「班名」を「班等名」に、「総務企画課」を「総務課」に、「医療企画班 人材育成班」を「人材確保・育成班 人事班 給与班 病院総務事務センター」に、「施設整備・ICT推進班」を「施設整備・ICT推進班 医療企画班」に改め、同表管理課の項を削る。

第5条を次のように改める。

(総務課の所掌事務)

第5条 総務課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 管理規程等の制定及び公表並びに例規類の編さん発行に関すること。
- (2) 文書の收受、審査、発送及び保存管理に関すること。
- (3) 公印に関すること(県立病院に属するものを除く。)
- (4) 議会に関すること。
- (5) 職員の福利厚生及び労働安全衛生に関すること。
- (6) 訴訟に関すること。
- (7) 防災及び危機管理に関すること。
- (8) 総務課及び経営課の庶務的事務に関すること。
- (9) 医療安全管理に関すること。
- (10) 人材確保、育成、研修、キャリア形成支援等に関すること。
- (11) 職員の任免、分限、懲戒、服務、その他人事に関すること。
- (12) 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関すること。
- (13) 職員の旅費に関すること。
- (14) 労働協約その他労働関係に関すること。
- (15) 働き方改革の推進に関すること。
- (16) 医師及び看護師の人事に係る調整に関すること。
- (17) 臨床研修及び専門医研修に関すること。
- (18) 人事評価制度に関すること。
- (19) 総務事務の効率化及び集中化に関すること。
- (20) 給与支給事務に関すること。
- (21) 職員の手当認定に関すること。

- (22) 地方職員共済組合事務手続に関すること。
- (23) その他病院事業に関すること（経営課が所掌する事務を除く。）。

第 6 条中「病院事業経営課」を「経営課」に改め、第16号を第21号とし、第15号の次に次の 5 号を加える。

- (16) 病院事業の総合的企画、調整及び重要事業の進行管理にすること。
- (17) 医療機能の在り方に関すること。
- (18) 医療の質及び医療サービスの向上に関すること。
- (19) 組織、職員定数及び職務権限に関すること。
- (20) 広報及び公聴に関すること。

第 7 条を削り、第 8 条を第 7 条とする。

第 9 条の見出しを削り、同条第 1 項の表沖縄県立中部病院の項中「血液・腫瘍内科」を「血液内科 腫瘍内科」に改め、同表沖縄県立南部医療センター・こども医療センターの項中「小児科」を「小児科 小児総合診療科」に改め、第 3 章第 1 節中同条を第 8 条とする。

第 3 章第 2 節を次のように改める。

第 2 節 削除

第11条の見出しを削り、同条の表中

小児科	患者の小児科の診療に関すること。	を
小児科	患者の小児科の診療に関すること。	
小児総合診療科	患者の小児総合診療科の診療に関すること。	に、
血液・腫瘍内科	患者の血液・腫瘍内科の診療に関すること。	
血液・腫瘍内科	患者の血液・腫瘍内科の診療に関すること。	を
血液内科	患者の血液内科の診療に関すること。	
腫瘍内科	患者の腫瘍内科の診療に関すること。	

め、第 3 章第 3 節中同条を第 9 条とする。

第12条を削る。

第13条第 1 項の表病院事業統括監の項中「総務企画課、経営課及び管理課」を「総務課及び経営課」に改め、同表病院管理監の項を削り、同表医療企画監の項及び病院管理監の項中「管理課」を「総務課」に改め、同条第 2 項の表に次のように加える。

医 師	医療業務に従事する。
主 任 看 護 師	看護に関する担任事項を処理する。
看 護 師	看護に関する業務に従事する。

第 4 章第 1 節中第13条を第10条とし、第14条を第11条とする。

第15条の見出しを削り、同条第 1 項の表所長の項及び副所長の項を削り、同条第 2 項の表中

看 護 補 助 員	県立病院	補助的看護業務に従事する。	を
主 査	病院総務事務センター	病院総務事務センターの特定事務を分掌する。	
主 任	病院総務事務センター	病院総務事務センターの事務に関する一般的業務を分掌する。	

主 事	病院総務事務センター	病院総務事務センターの一般的な事項を処理する。
-----	------------	-------------------------

看護補助員	県立病院	補助的看護業務に従事する。
-------	------	---------------

改め、第 4 章第 2 節中同条を第12条とし、第 5 章中第16条を第13条とし、第17条を第14条とする。
 (沖縄県病院事業局事務決裁規程の一部改正)

第 3 条 沖縄県病院事業局事務決裁規程 (平成18年沖縄県病院事業局管理規程第 6 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「若しくは所長」を削り、同条第 2 号中「又は所長」を削り、同条第 3 号中「及び所長」を削り、同条第 4 号中「、所長」を削り、同条第 5 号中「、病院の室長、所長又は副所長」を「又は病院の室長」に改め、同条第 7 号中「、所長」を削り、同条第 8 号中「第13条第 1 項」を「第10条第 1 項」に改め、同条第 9 号中「第13条第 1 項」を「第10条第 1 項」に、「総務企画課、経営課及び管理課」を「総務課及び経営課」に改め、同条第10号中「第13条第 2 項」を「第10条第 2 項」に改め、同条第11号及び第12号中「第13条第 1 項」を「第10条第 1 項」に、「管理課」を「総務課」に改め、同条第13号及び第14号中「第13条第 2 項」を「第10条第 2 項」に改め、同条第15号から第19号までの規定中「第15条第 1 項」を「第12条第 1 項」に改め、同条第20号中「第13条第 2 項」を「第12条第 2 項」に改め、同条第21号及び第22号を削る。

第 3 条中「、所長」を削る。

第 6 条第 3 項中「総務企画課」を「総務課」に改め、同条第 5 項を削る。

第 7 条中「別表第 6」を「別表第 5」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 前項に規定する事項のほか、病院総務事務センターの室長が専決できる事項は、次のとおりとする。
 - (1) 本庁機関及び各県立病院 (沖縄県立南部医療センター・こども医療センター及び沖縄県立八重山病院を除く。) の職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の支給について認定をすること。
 - (2) 本庁機関及び各県立病院 (沖縄県立南部医療センター・こども医療センター及び沖縄県立八重山病院を除く。) の職員の児童手当の支給について認定をすること。
 - (3) 本庁機関及び各県立病院 (沖縄県立南部医療センター・こども医療センター及び沖縄県立八重山病院を除く。) の職員の地方職員共済組合に係る組合員資格取得等届、被扶養者認定等申告及び給付金請求の受理及び進達に関すること。
 - (4) 財務規程の規定に基づき、支出負担行為及び支出 (本庁機関の医業費用の給与費の給料、手当、報酬及び法定福利費に限る。) を決定し、命令すること。

第 8 条中「別表第 7」を「別表第 6」に改める。

第 9 条中「別表第 8」を「別表第 7」に改める。

第10条中「別表第 9」を「別表第 8」に改める。

第11条及び第12条を削る。

第13条の見出し中「及び所長」を削り、同条中「院長及び所長は」を「院長は」に改め、同条第 1 号中「、病院の課長及び副所長」を「及び病院の課長」に改め、同条第 2 号中「院長及び所長が」を「院長が」に改め、同条を第11条とし、第14条から第17条までを 2 条ずつ繰り上げる。

第18条第 1 項中「班長」を「室長又は班長」に改め、同条を第16条とし、第19条を第17条とし、第20条を削り、第21条を第18条とする。

第22条中「、院長若しくは所長」を「若しくは院長」に改め、同条ただし書中「、院長及び所長」を「及び院長」に改め、同条を第19条とし、第23条を第20条とする。

第24条中「第21条」を「第18条」に、「第22条」を「第19条」に改め、同条を第21条とし、第25条を第22条とし、第26条を第23条とする。

第27条中「、院長及び所長」を「及び院長」に改め、同条を第24条とする。

別表第 2 の 6 の項中「及び所長」を削る。

別表第 3 中「総務企画課」を「総務課」に改め、同表 2 の項の次に次の 2 項を加える。

- 3 病院事業局職員 (各県立病院の職員を含む。以下この表において同じ。) の昇格、昇給等の発令に関

すること。

4 病院事業局職員の退職手当の裁定に関すること。

別表第 5 を削り、別表第 6 を別表第 5 とし、別表第 7 から別表第 9 までを 1 表ずつ繰り上げ、別表第 10 及び別表第 11 を削る。

(沖縄県病院事業局公印規程の一部改正)

第 4 条 沖縄県病院事業局公印規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「総務企画課長」を「総務課長」に改める。

第 5 条第 1 項中「総務企画課長、経営課長及び管理課長」を「総務課長及び経営課長」に改め、「及び病院総務事務センター所長」を削り、同条第 2 項中「各県立病院長及び病院総務事務センター所長」を「総務課病院総務事務センター室長及び各県立病院長」に改める。

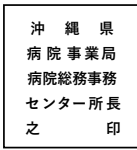
第 6 条及び第 7 条中「総務企画課長」を「総務課長」に改める。

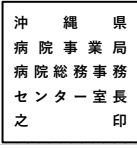
第 11 条第 2 項を次のように改める。

2 管理主任は、総務課（病院総務事務センターを除く。）及び経営課においては総務・危機管理班の班長、総務課（病院総務事務センターに限る。）においては病院総務事務センター室長があらかじめ指定した職員、県立病院においては庶務の係長をもって充てる。

第 13 条第 3 項、第 14 条及び第 15 条中「総務企画課長」を「総務課長」に改める。

別表保管者の欄中「総務企画課長」を「総務課長」に改め、同表病院総務事務センター専用病院事業局長の印の項中「所長」を「総務課病院総務事務センター室長」に改め、同表病院総務事務センターの印の項を削り、同表病院総務事務センター所長の印の項中

「	病院総務事務センター所長の印	方 24	かい書		所長	を
---	----------------	------	-----	---	----	---

「	病院総務事務センター室長の印	方 24	かい書		総務課病院総務事務センター室長	に
---	----------------	------	-----	--	-----------------	---

改め、同表病院総務事務センター企業出納員の印（文書用）の項及び病院総務事務センター企業出納員の印（普通預金・小切手振出用）の項を削る。

第 1 号様式、第 2 号様式及び第 6 号様式中「総務企画課長」を「総務課長」に改める。

(沖縄県病院事業局職員服務規程の一部改正)

第 5 条 沖縄県病院事業局職員服務規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 13 条」を「第 10 条第 1 項」に改め、同条第 3 号中「第 15 条」を「第 12 条第 1 項」に改め、同条第 4 号を削り、同条第 5 号中「、院長及び所長」を「及び院長」に、「、院長又は所長」を「又は院長」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 6 号中「管理課長」を「総務課長」に改め、同号を同条第 5 号とする。

第 4 条の 2 第 1 項、第 5 項、第 6 項及び第 8 項中「管理課長」を「総務課長」に改め、同条第 9 項中「管理課」を「総務課」に改める。

第 5 条中「管理課長」を「総務課長」に改める。

第 11 条の 2 中「管理課長」を「局長」に改める。

第 16 条第 3 項中「及び所長」を削る。

第 20 条第 1 項中「、院長又は所長」を「又は院長」に改める。

第 21 条中「及び所長」を削る。

第 48 条第 2 項中「管理課長」を「総務課長」に改める。

第 1 号様式中「管理課長」を「総務課長」に改める。

第4号様式、第11号様式及び第13号様式中「管理課長」を「総務課長」に改め、「副所長」を削る。
 第15号様式中「所長」を削り、「管理課長」を「総務課長」に改め、「副所長」を削る。
 第36号様式中「管理課長」を「総務課長」に、

承認しない								
区 分	所 長	副所長						
承認する								
承認しない								

を

承認しない								
-------	--	--	--	--	--	--	--	--

に改める。

(沖縄県病院事業局職員研修規程の一部改正)

第6条 沖縄県病院事業局職員研修規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「総務企画課長、経営課長及び管理課長」を「総務課長及び経営課長」に改め、「及び病院総務事務センター所長」を削る。

第11条第1項中「総務企画課、経営課及び管理課」を「総務課及び経営課」に改め、「及び病院総務事務センター」を削る。

第15条、第17条及び第18条中「総務企画課長」を「総務課長」に改める。

(沖縄県病院事業局職員安全衛生管理規程の一部改正)

第7条 沖縄県病院事業局職員安全衛生管理規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「、病院総務事務センターにあっては所長を」を削り、同条第4号中「総務企画課長」を「総務課長」に改め、「、病院総務事務センターにあっては所長を」を削り、同条第5号中「、病院及び病院総務事務センター」を「及び病院」に改める。

第7条中「総務企画課長」を「総務課長」に改める。

第10条第1項及び第2項中「、病院又は病院総務事務センター」を「又は病院」に改める。

第24条中「総務企画課」を「総務課」に改める。

第42条第3項中「総務企画課長」を「総務課長」に改める。

第45条中「総務企画課」を「総務課」に改める。

(沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部改正)

第8条 沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

別表第4の4級の項及び5級の項中「又は副所長」を削り、同表6級の項及び7級の項中「、病院管理監」及び「又は所長」を削る。

別表第5第2項の表中

3級	1 技師長（臨床工学科の技師長に限る。）、主任技師又は室長の職務 2 相当困難な業務を行う主任の職務	
4級	相当困難な業務を行う技師長（臨床工学科の技師長に限る。）、主任技師又は室長の職務	
5級	1 病院の薬局長、技師長（臨床工学科の技師長を除く。）、室長（リハビリテーション室の室長に限る。）、副薬局長、副技師長又は主幹の職務 2 困難な業務を行う主任技師の職務	を
6級	困難な業務を行う病院の薬局長、技師長（臨床工学科の技師長を除く。）、室長（リハビリテーション室の室長に限る。）、副薬局長、副技師長又は主幹の職務	

3級	1 主任技師の職務 2 相当困難な業務を行う主任の職務	に
4級	相当困難な業務を行う主任技師の職務	
5級	1 病院の薬局長、技師長、室長、副薬局長、副技師長又は主幹の職務 2 困難な業務を行う主任技師の職務	
6級	困難な業務を行う病院の薬局長、技師長、室長、副薬局長、副技師長又は主幹の職務	

改める。

別表第13中

室長 病院管理監 医療企画監 看護企画監 副参事	49,900円	を
室長 医療企画監 看護企画監 副参事	49,900円	に

改め、同表病院総務事務センターの項を削る。

別表第17中

室長 病院管理監 医療企画監 看護企画監 副参事	6,000円	3,000円	を
室長 医療企画監 看護企画監 副参事	6,000円	3,000円	に

改め、同表病院総務事務センターの項を削る。

別表第18病院事業医療職給料表(2)の項中「(リハビリテーション室の室長に限る。)」及び「又は室長」を削る。

(沖縄県病院事業局財務規程の一部改正)

第9条 沖縄県病院事業局財務規程(平成18年沖縄県病院事業局管理規程第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「総務企画課、経営課及び管理課」を「総務課及び経営課」に改め、同条第4号を削り、同条第5号中「、病院総務事務センターにあっては病院総務事務センターの長(以下「所長」という。)」を削り、同号を同条第4号とする。

第3条の見出し中「及び所長」を削り、同条第1項中「、病院総務事務センターに係る事項は所長に」を削り、同条第3項中「及び所長」を削り、同条第4項中「、所長が欠けた場合は、副所長が」を削る。

第4条中「総務企画課長、経営課長、管理課長」を「総務課長、経営課長、総務課病院総務事務センター室長」に改める。

第5条第1項中「、病院及び病院総務事務センター」を「及び病院」に、「、診療所及び病院総務事務センター」を「及び診療所」に改め、同条第2項中「、病院総務事務センターにあっては副所長の職にある者を」を削り、同条第3項中「、病院総務事務センターにあっては副所長が指名する者を」を削る。

第6条第3項第3号を削る。

第20条第1項中「、病院及び病院総務事務センター」を「及び病院」に改める。

第25条第1項中「、病院及び病院総務事務センター」を「及び病院」に改め、同条第2項中「及び病院と病院総務事務センターの間」を削る。

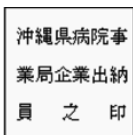

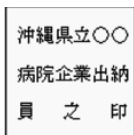
第70条中「又は病院総務事務センター」を削る。

第73条第1項中「、診療所及び病院総務事務センター」を「及び診療所」に改める。

第115条第7号を削り、同条第8号を同条第7号とする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第10条関係）

区分	本庁		病院	
	文書用	普通預金用小切手振出用	文書用	普通預金用小切手振出用
ひな形				
書体	かい書	かい書	かい書	かい書
形状	正方形	円形	正方形	円形
寸法（ミリメートル）	方24	直径16	方24	直径16

別表第2（第20条関係）

会計帳簿の名称	様式番号	保管責任者				保管年数
		本庁		病院		
		所属長	企業出納員	所属長	企業出納員	
総勘定元帳	第1号様式		○		○	7年
現金出納簿	第2号様式		○		○	5年
預金出納簿	第3号様式		○		○	5年
貯蔵品出納簿	第4号様式		○		○	5年
郵便切手類出納簿	第5号様式	○		○		5年
固定資産台帳	第6号様式	○		○		10年
有価証券台帳	第7号様式	○		○		10年
企業債台帳	第8号様式	○				10年
借入金台帳	第9号様式	○				10年
未収金整理簿	第10号様式	○		○		5年
未払金整理簿	第11号様式		○		○	5年
預り金（預り有価証券）整理簿	第12号様式		○		○	5年
小切手振出簿	第13号様式		○		○	5年

（注） 総勘定元帳については、伝票の編集をもってこれに代えることができる。

別表第6 給与その他の給付及び児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づく児童手当の項中「総務企画

課総務・危機管理班の班長」を「総務課総務・危機管理班の班長又は総務課病院総務事務センターの室長」に改め、同表社会保険料の項中「病院事業総務課」を「総務課」に改め、同表電気、ガス又は水の供給を受ける契約に基づき支払をする経費の項、電気通信役務の提供を受ける契約に基づき支払をする経費の項、郵便切手類の購入及び交通機関による輸送に要する経費で即時支払を必要とするものの項及び交際に要する経費の項中「総務企画課」を「総務課」に改め、「病院総務事務センター 直接支払をする職員又は副所長」を削る。

(沖縄県病院事業局標準的な職を定める規程の一部改正)

第10条 沖縄県病院事業局標準的な職を定める規程（平成28年沖縄県病院事業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「第14条」を「第11条」に、「第13条第1項」を「第10条第1項」に改め、「病院管理監」を削り、「第15条第1項」を「第12条第1項」に改め、「及び所長」を削り、「第13条第2項」を「第10条第2項」に改め、「副所長並びに」を削り、「第15条第2項」を「第12条第2項」改め、同表2の項及び3の項中「第15条第1項」を「第12条第1項」に、「第15条第2項」を「第12条第2項」に改め、同表4の項を次のように改める。

4 県立病院に勤務する医師及び歯科医師並びに看護師以外の医療従事者の職務	1 組織規程第12条第2項に規定する薬局長、副薬局長、技師長、副技師長、室長及び主幹の属する職制上の段階	薬局長
	2 組織規程第12条第2項に規定する主任技師の属する職制上の段階	主任技師
	3 組織規程第12条第2項に規定する主任の属する職制上の段階	主任
	4 組織規程第12条第2項に規定する技師の属する職制上の段階	技師

別表第2中「第15条第2項」を「第12条第2項」に改める。

別表第3中「第13条第2項」を「第10条第2項」に、「第15条第2項」を「第12条第2項」に改める。

別表第4中「第15条第2項」を「第12条第2項」に改める。

(沖縄県病院事業局職員の変形労働時間制の適用に関する規程の一部改正)

第11条 沖縄県病院事業局職員の変形労働時間制の適用に関する規程（平成31年沖縄県病院事業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第15条」を「第12条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

沖縄県病院事業局管理規程第2号

沖縄県病院事業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

沖縄県病院事業管理者
病院事業局長 本 竹 秀 光

沖縄県病院事業局職員就業規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業局職員就業規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「前2項」を「第2項及び前項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、第8条に規定する早出遅出勤務の勤務時間の割振りは、次の各号に掲げるもののいずれかとする。

- (1) 午前7時から午後3時45分までの間における7時間45分
- (2) 午前7時30分から午後4時15分までの間における7時間45分
- (3) 午前8時から午後4時45分までの間における7時間45分
- (4) 午前9時から午後5時45分までの間における7時間45分
- (5) 午前9時30分から午後6時15分までの間における7時間45分

- (6) 午前10時から午後6時45分までの間における7時間45分
- 4 第2項の規定にかかわらず、所属長は、職員（局長が別に定めるものを除く。）に対し、公務の運営に支障がある場合又は支障が生ずるおそれがある場合を除き、局長が別に定めるところにより、次の各号に掲げるいずれかの勤務時間を割り振ることができる。
- (1) 午前7時から午後3時45分までの間における7時間45分
- (2) 午前7時30分から午後4時15分までの間における7時間45分
- (3) 午前8時から午後4時45分までの間における7時間45分
- (4) 午前9時から午後5時45分までの間における7時間45分
- (5) 午前9時30分から午後6時15分までの間における7時間45分
- (6) 午前10時から午後6時45分までの間における7時間45分
- 第5条第5項中「前4項」を「前5項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。
- 4 前3項の規定にかかわらず、所属長は、前条第2項から第4項までの規定により勤務時間を割り振られた職員（局長が別に定めるものに限る。）について、当該職員の申出を考慮して、公務の運営に支障がある場合又は支障が生ずるおそれがある場合を除き、局長が別に定めるところにより、当該職員の休憩時間を次の各号に掲げるいずれかの時間帯とすることができる。
- (1) 午前11時45分から午後零時30分までの時間帯
- (2) 午前11時45分から午後零時45分までの時間帯
- (3) 午後零時15分から午後1時までの時間帯
- (4) 午後零時15分から午後1時15分までの時間帯
- 第8条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。
- 第9条第5項中「養育」を「養育」とに改める。
- 第20条中第22号を第23号とし、第21号の次に次の1号を加える。
- (22) 4月1日時点において、勤続期間が20年又は30年に達した職員が、公務能率の向上に資するため、心身のリフレッシュを図る場合 当該年度において1回とし、それぞれ3日を超えない範囲内で連続する期間
- 第30条第1項第3号を削る。
- 附 則**
(施行期日)
- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年沖縄県条例第51号）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、改正後の沖縄県病院事業局職員就業規程（以下「新就業規程」という。）第3条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新就業規程を適用する。
(沖縄県病院事業局職員服務規程の一部改正)
- 3 沖縄県病院事業局職員服務規程（平成18年病院事業局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。
第6条第2号中「同項第3号及び」を削る。
第13条第1項中「第4条第3項」を「第4条第5項」に改める。
第13条の2中「第4条第4項」を「第4条第6項」に改める。
(沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部改正)
- 4 沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年病院事業局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。
第59条第9項中「第4条第4項」を「第4条第6項」に改める。

沖縄県病院事業局管理規程第3号

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第15条中「広域異動再任用短時間勤務職員等」を「広域異動定年再任用短時間勤務職員等」に改める。

第16条（見出しを含む。）中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第17条第2項中「」という」を「という」に改める。

第18条第1号中「伝染病防疫手当」を「防疫等作業手当」に改め、同条に次の2号を加える。

(14) 特殊現場作業手当

(15) 抗がん剤取扱手当

第19条の見出し中「伝染病防疫手当」を「防疫等作業手当」に改め、同条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

防疫等作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

第19条第1項第1号中「感染症の予防」を「広域異動職員医師等以外の広域異動職員が、感染症の予防」に改め、同条第2項中「290円」の次に「（前項第1号に規定する作業のうち心身に著しい負担を与え、管理者が認める作業に従事した場合にあっては、580円）」を加える。

第23条中「広域異動再任用短時間勤務職員等」を「広域異動定年再任用短時間勤務職員等」に改める。

第28条の2第1項中「医療法第6条の5第1項及び第6条の7第1項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項」を「医療法第6条の5第3項及び第6条の7第3項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項」に、「第1条第2号」を「第1条第3号」に、「認定のうち、管理者」を「認定を受けた職員、管理者」に、「これに」を「これらに」に、「業務に専ら」を「専門性に関する業務に」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 公益社団法人日本看護協会による認定看護師の認定を受けた職員又は管理者がこれに準ずると認める資格等を有する職員 150円

(2) 公益社団法人日本看護協会による専門看護師の認定を受けた職員又は管理者がこれに準ずると認める資格等を有する職員 250円

(3) 管理者が指定する認定を受けた職員又は管理者がこれに準ずると認める資格等を有する職員であって、当該認定等に係る看護分野の業務に専ら従事したもの 500円

第28条の2中第3項を第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、同一の日に、認定等に係る看護分野の専門性を異にする2以上の業務に従事した場合においては、当該2以上の業務に係る特定看護分野業務従事手当の額が同額のときにあっては当該手当のいずれか一の手当、当該2以上の業務に係る特定看護分野業務従事手当の額が異なるときにあっては当該手当の額が最も高いもの（その額が同額の場合にあっては、その手当のいずれか一の手当）以外の特定看護分野業務従事手当は支給しない。

第28条の4第2項中「及び地域異動定年再任用短時間勤務職員等」を「並びに地域異動職員のうち定年再任用短時間勤務職員及び任期付育児短時間勤務職員（以下「地域異動定年再任用短時間勤務職員等」という。）」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（特殊現場作業手当）

第28条の5 特殊現場作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 病院事業現業業務従事職給料表の適用を受ける広域異動職員のうち、施設管理技士（次号において「広域異動職員施設管理技士」という。）が、地上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う施設又は備品の修繕又は営繕（次号において「施設修繕等」という。）の作業に従事したとき。

(2) 広域異動職員施設管理技士が、精神病棟（急性期の閉鎖病棟又はこれに準ずるものとして管理者が指定するものに限る。）における施設修繕等の作業（当該作業に従事した時間が1日について1時間以上である場合に限る。）に従事したとき。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき230円とする。

（抗がん剤取扱手当）

第28条の6 抗がん剤取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 病院事業医療職給料表(2)の適用を受ける広域異動職員のうち、薬剤師が抗がん剤の調剤の業務に従事したとき。
- (2) 病院事業医療職給料表(3)の適用を受ける広域異動職員のうち、助産師、看護師又は准看護師が抗がん剤の投与の業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき290円とする。

第29条第1項中「及び第27条」を「、第27条及び第28条の2（第2項第3号を除く。）」に改める。

第31条第2項第2号中「6,100円」を「6,400円」に改める。

第35条第5項中「地域異動職員のうち定年前再任用短時間勤務職員及び任期付育児短時間勤務職員（以下「地域異動定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を「地域異動定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第38条（見出しを含む。）中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第40条の表中「広域異動再任用短時間勤務職員等」を「広域異動定年前再任用短時間勤務職員等」に、「地域異動再任用短時間勤務職員等」を「地域異動定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第47条中「広域異動再任用短時間勤務職員等」を「広域異動定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第48条の見出しを「（第一種初任給調整手当）」に改める。

第49条中「）という」を「という」に、「又は」を「又は」に改める。

第50条の表中「、第4項、第26条第3項及び」を「及び第4項、第26条第3項並びに」に、「広域異動再任用短時間勤務職員等」を「広域異動定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第58条第1項中「扶養手当」を「第二種初任給調整手当、扶養手当」に改め、「通勤手当」の次に「（県職員給与条例第16条第5項に規定する通勤手当を除く。）」を、「夜間勤務手当」の次に「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）」を加え、「第5項」を「第7項」に改め、同条中第5項を第7項とし、第2項から第4項までを2項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の2項を加える。

2 給与条例第6条の2の管理者が定める勤務一時間当たりの給与額は、県職員給与条例第11条の2第1項の規定に準じて算定した額とする。

3 給与条例第6条の2のその在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して管理者が定める額は、初任給調整手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第23号）第11条に規定する額とする。

第65条第2項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

附則中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第12項までを1項ずつ繰り上げる。

附則第13項中「以外」を「以外に」に改め、同項を附則第12項とし、附則中第14項を第13項とする。

附則第15項中「附則第17項」を「附則第16項」に改め、同項を附則第14項とし、附則中第16項を第15項とする。

附則第17項中「附則第19項」を「附則第18項」に、「附則第15項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第16項とし、附則中第18項を第17項とする。

附則第19項中「附則第15項」を「附則第14項」に、「附則第17項」を「附則第16項」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第20項中「附則第17項」を「附則第16項」に、「附則第15項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第19項とする。

附則第21項中「附則第15項」を「附則第14項」に、「附則第17項」を「附則第16項」に改め、同項を附則第20項とする。

附則第22項中「附則第15項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第21項とする。

別表第11を次のように改める。

別表第11（第14条関係）

給料の調整額の支給対象及び調整数

勤務場所	職員	調整数
病院（精和病院を除く。）	(1) 病理細菌技術者（危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱う業務に従事する者に限る。）	1.5
	(2) 診療放射線技術者（放射線による治療その他の放射線照射の業務に従事する者	1.5

	に限る。)	
	(3) 手術室に勤務する看護師長、副看護師長、看護師及び准看護師（手術業務に従事する者に限る。)	1.5
	(4) 臨床工学技士（手術業務に従事する者に限る。)	1
	(5) 精神科病棟に勤務する看護師長、副看護師長、看護師及び准看護師（宮古病院又は八重山病院に勤務する者に限る。)	1
	(6) 集中治療室、新生児集中治療室又は小児集中治療室に勤務する看護師長、副看護師長、看護師及び准看護師	1
	(7) 救命救急センター又は救急室に勤務する看護師長、副看護師長、看護師、准看護師及び救急救命士	1
	(8) 内視鏡室、透視室、核医学室、CT室、MRI室、血管造影室、血管造影・CT診断室又は放射線照射治療室に勤務する看護師長、副看護師長、看護師及び准看護師（中部病院又は南部医療センター・こども医療センターに勤務する者に限る。)	1
	(9) 医療安全管理部又は医療安全管理室に勤務する看護師長、副看護師長及び看護師（リスクマネージャー業務に従事する者に限る。)	1
	(10) 産婦人科病棟に勤務する看護師長、副看護師長及び看護師（分娩業務を行う者に限る。)	1
	(11) 精神科病棟において、心理療法、栄養指導又は作業療法に直接従事する心理判定員、栄養士及び作業療法技術職員（宮古病院又は八重山病院に勤務する者に限る。)	0.5
	(12) 高度治療室、新生児回復室（継続保育室）、母胎胎児集中治療室又は脳卒中集中治療室（脳卒中ケアユニット）に勤務する看護師長、副看護師長、看護師及び准看護師	0.5
	(13) 小児科病棟に勤務する看護師長、副看護師長、看護師及び准看護師（南部医療センター・こども医療センターに勤務する者に限る。)	0.5
	(14) 臨床工学技士（集中治療室に専ら勤務する者に限る。)	0.5
精和病院	(1) 病理細菌技術者	1.5
	(2) 閉鎖病棟に勤務する看護師長、副看護師長、看護師及び准看護師	1
	(3) 地域連携室に勤務する看護師長、副看護師長、看護師及び准看護師	1
	(4) 看護師長、副看護師長又は看護師でリスクマネージャー業務に従事するもの	1
	(5) 心理判定員、栄養士及び作業療法技術職員	1
	(6) 病院精神保健福祉士	0.5

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行し、改正後の沖縄県病院事業企業職員給与規程（以下「新給与規程」という。）第31条の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年沖縄県条例第51号）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、新給与規程第1条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与規程を適用する。

(宿日直手当の内払)

- 3 新給与規程第31条の規定を適用する場合には、改正前の沖縄県病院事業企業職員給与規程第31条

の規定に基づいて支給された宿日直手当は、新給与規程の規定による宿日直手当の内払とみなす。

沖縄県病院事業局管理規程第 4 号

沖縄県病院事業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

沖縄県病院事業管理者
病院事業局長 本 竹 秀 光

沖縄県病院事業局財務規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業局財務規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第32条の2第2項中「公告」を「告示」に改める。

第34条中「現金を」を「納入義務者から現金を」に改める。

第40条の見出し中「収入金」を「公金」に改め、同条中「法第33条の2」の次に「において準用する自治法第243条の2第1項」を加え、「収入金」を「公金」に改め、「私人に」を削る。

第49条の3中「政令第26条の4第1項」を「法第33条の2において準用する自治法第243条の2第1項」に、「私人に対する」を「病院事業の業務に係る公金の」に改める。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

沖縄県病院事業局告示第 1 号

平成18年沖縄県病院事業局告示第1号（沖縄県病院事業出納取扱金融機関の指定）の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 3 月 31 日

沖縄県病院事業管理者
病院事業局長 本 竹 秀 光

表中「総務企画課、経営課、管理課又は病院総務事務センター」を「総務課又は経営課」に改める。

沖縄県病院事業局訓令第 2 号

沖縄県病院事業局の組織改編に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

沖縄県病院事業管理者
病院事業局長 本 竹 秀 光

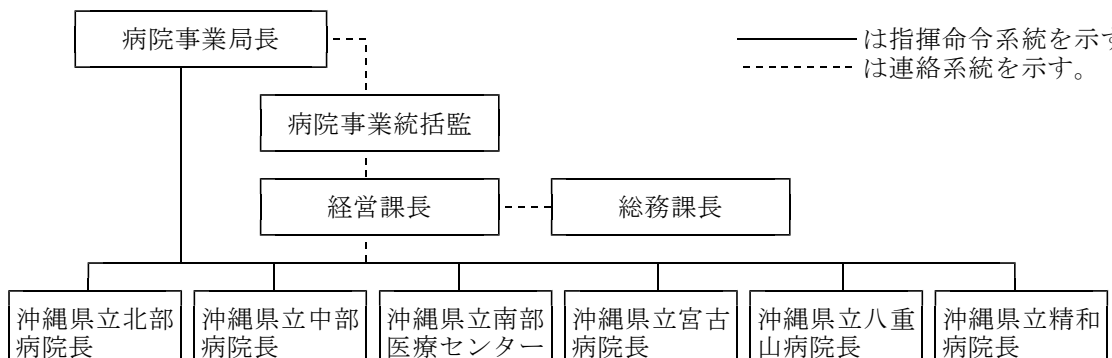
沖縄県病院事業局の組織改編に伴う関係訓令の整備に関する訓令

（沖縄県立病院自家用電気工作物保安規程の一部改正）

第 1 条 沖縄県立病院自家用電気工作物保安規程（平成18年沖縄県病院事業局訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 (1)を次のように改める。

(1) 組織構成及び指揮命令系統





別図第1中「県立北部病院配置図」を「沖縄県立北部病院配置図」に改める。

別図第2中「県立中部病院配置図」を「沖縄県立中部病院配置図」に改める。

別図第3中「県立南部医療センター・こども医療センター配置図」を「沖縄県立南部医療センター・こども医療センター配置図」に改める。

別図第4中「県立宮古病院配置図」を「沖縄県立宮古病院配置図」に改める。

別図第5中「県立八重山病院配置図」を「沖縄県立八重山病院配置図」に改める。

別図第6中「県立精和病院配置図」を「沖縄県立精和病院配置図」に改める。

(沖縄県病院事業局職員分限・懲戒審査委員会規程の一部改正)

第2条 沖縄県病院事業局職員分限・懲戒審査委員会規程（平成18年沖縄県病院事業局訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号及び第4項中「管理課長」を「総務課長」に改める。

第8条中「管理課」を「総務課」に改める。

(沖縄県病院事業局職員倫理規程の一部改正)

第3条 沖縄県病院事業局職員倫理規程（平成18年沖縄県病院事業局訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「総務企画課長」を「総務課長」に、「管理課長、各県立病院長又は病院総務事務センター所長」を「又は各県立病院長」に改める。

(沖縄県病院事業局職員名札はい用規程の一部改正)

第4条 沖縄県病院事業局職員名札はい用規程（平成20年沖縄県病院事業局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「総務企画課長」を「総務課長」に、「管理課長、各県立病院長及び病院総務事務センター所長」を「及び各県立病院長」に改める。

第7条中「管理課長」を「総務課長」に改める。

(沖縄県病院事業局標準職務遂行能力を定める規程の一部改正)

第5条 沖縄県病院事業局標準職務遂行能力を定める規程（平成28年沖縄県病院事業局訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第4中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項を3の項とし、5の項を4の項とする。

(沖縄県病院事業局職員の人事評価実施規程の一部改正)

第6条 沖縄県病院事業局職員の人事評価実施規程（平成28年沖縄県病院事業局訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第5条中「総務企画課長」を「総務課長」に改める。

第8条第3項第1号中「第13条」を「第10条第1項」に、「第15条」を「第12条第1項」に改める。

第19条第1項中「第14条」を「第11条」に、「第13条」を「第10条第1項」に、「第15条」を「第12条第1項」に改め、同条第2項中「第15条」を「第12条第1項」に改める。

別表第1中

技師長 室長（班長級相当職）	医療部長	副院長	院長
----------------	------	-----	----

技師長 室長（主査級相当職）				を
技術職に係る主査級以下の職（これに相当する職を含む。）	技師長又は室長			
事務部長（課長級相当職）	院長	—	院長	
所長（課長級相当職）	総務企画課長	病院事業統括監	病院事業統括監	
副所長	所長	—	所長	
課長	事務部長	—	事務部長 又は所長	
主幹（班長級相当職）	課長又は所長	事務部長又は所長		
主査級以下の職（これに相当する職を含む。）	課長、主幹又は副所長			

技師長 室長（班長級相当職）	医療部長	副院長	院長	に
技術職に係る主査級以下の職（これに相当する職を含む。）	技師長又は室長			
事務部長（課長級相当職）	院長	—	院長	
課長	事務部長	—	事務部長	
主幹（班長級相当職）	課長	事務部長		
主査級以下の職（これに相当する職を含む。）	課長又は主幹			

改め、同表の注 2 中「第13条第 1 項」を「第10条第 1 項」に改める。

別表第 2 中

室長	5 柔軟性・役割 演出力	固定観念にとらわれず斬新な意見が出やすい仕組みをつくり、状況の変化に応じて役割を柔軟に変化させ、職場を活性化させる。	を
	1 即効力・突破力	指示内容をスタッフに分かりやすく周知徹底できるだけでなく、業務をやり抜く仕組みや環境を創造する。	
	2 協調性	院内及び診療部門内の情報共有のほか、他部門との連携に努める。	
	3 病院運営への貢献	病院のルールや方針に従って、円滑な運営に協力する。	
	4 人材育成	各職員に応じて機会を提供し、キャリア形成を支援する。	
	5 柔軟性・役割 演出力	固定観念にとらわれず斬新な意見が出やすい仕組みをつくり、状況の変化に応じて役割を柔軟に変化させ、職場を活性化させる。	に
	5 柔軟性・役割 演出力	固定観念にとらわれず斬新な意見が出やすい仕組みをつくり、状況の変化に応じて役割を柔軟に変化させ、職場を活性化させる。	

改める。

別表第 3 第 1 項の表中

病院総務事務センター	病院総務事務センター	総務企画課長	総務企画課人材育成班	を
本庁機関	総務企画課、経営課及び管理課			
本庁機関	総務課及び経営課	総務課長	総務課人事班	に

改め、別表第 3 第 2 項の表中

管理職層の被評価者を対象とする苦情処理委員会	病院事業統括監	総務企画課長、経営課長、管理課長、各事務部長及び病院総務事務センター所長	総務企画課	を
中間層及び初任層の被評価者を対象とする苦情処理委員会	各院長	各県立病院事務部長、医療部長及び看護部長	各県立病院総務課	
	総務企画課長	経営課長、管理課長、室長等及び病院総務事務センター所長	総務企画課人材育成班	
管理職層の被評価者を対象とする苦情処理委員会	病院事業統括監	総務課長、経営課長及び各事務部長	総務課	に
中間層及び初任層の被評価者を対象とする苦情処理委員会	各院長	各県立病院事務部長、医療部長及び看護部長	各県立病院総務課	
	総務課長	経営課長及び室長等	総務課人事班	

改め、同表注 1 中「主幹級以上の職（室長を含む。）」を「主幹級以上の職」に改め、同表注 2 中「、技師長（臨床工学科の技師長に限る。）」を削り、同表注 4 中「第13条第 1 項」を「第10条第 1 項」に改める。

（沖縄県病院事業局職員の時間外勤務に関する事務処理要綱の一部改正）

第 7 条 沖縄県病院事業局職員の時間外勤務に関する事務処理要綱（平成29年沖縄県病院事業局訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「総務企画課、経営課及び管理課」を「総務課及び経営課」に、「第13条第 1 項」を「第10条第 1 項」に、「第15条第 1 項」を「第12条第 1 項」に改め、「をいい、病院総務事務センターにあっては、組織規程第15条第 1 項に規定する所長」を削り、同条第 6 号中「第15条第 1 項」を「第12条第 1 項」に改め、同条第 7 号を削る。

第 5 条第 5 項中「所長、総務企画課長、経営課長及び管理課長」を「総務課長及び経営課長」に改め、「及び病院総務事務センター」を削り、「総務企画課、経営課及び管理課」を「総務課及び経営課」に改める。

（沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部改正）

第 8 条 沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程（令和 2 年沖縄県病院事業局訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中

本庁（沖縄県病院事業局組織規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第 5 号。以下本条において「組織規程」という。）第 2 条第 2 項に規定する本庁機関	会計年度任用事務補助員	総務企画課、経営課又は管理課における一般的な事務を処理する。	を
---	-------------	--------------------------------	---

をいう。)			
「本庁（沖縄県病院事業局組織規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第5号。以下この条において「組織規程」という。）第2条第2項に規定する本庁機関をいう。以下この条において同じ。）			に、
会計年度任用事務補助員	総務課又は経営課における一般的な事務を処理する。		
本庁	会計年度任用病院総務事務専門員	病院事業局における給与の支給、手当の認定等に関する補助的又は定型的な事務及び病院総務事務センターの一般的な事務を処理する。	
「			を
県立病院	会計年度任用医療技術補助員	県立病院における助手的医療技術業務を処理する。	
病院総務事務センター（組織規程第10条に規定する出先関をいう。以下同じ。）	会計年度任用事務補助員	病院総務事務センターにおける一般的な業務を処理する。	
病院総務事務センター	会計年度任用病院総務事務専門員	病院事業局における給与の支給、手当の認定等に関する補助的又は定型的な事務及び病院総務事務センターの一般的な事務を処理する。	
「			に改
県立病院	会計年度任用医療技術補助員	県立病院における助手的医療技術業務を処理する。	
める。			
第4条第1項中「総務企画課長、院長及び病院総務事務センター所長（以下「所長」という。）」を「総務課長及び院長」に改め、同条第2項中「総務企画課長、院長及び所長」を「総務課長及び院長」に改める。			
第5条中「総務企画課長、院長及び所長」を「総務課長及び院長」に改める。			
第6条第4項中「、所長」を削り、「総務企画課長、経営課長若しくは管理課長」を「総務課長若しくは経営課長」に改める。			
(沖縄県病院事業局職員ハラスメント防止規程の一部改正)			
第9条 沖縄県病院事業局職員ハラスメント防止規程（令和7年沖縄県病院事業局訓令第2号）の一部を次のように改正する。			
第3条第1項中「、所長」を削る。			
第8条第1項中「管理課長」を「総務課長」に、「並びに」を「及び」に改め、「及び所長」を削る。			
(経営再建推進室設置規程の一部改正)			
第10条 経営再建推進室設置規程（令和7年沖縄県病院事業局訓令第4号）の一部を次のように改正する。			
第3条中「第13条第2項」を「第10条第2項」に改める。			
(沖縄県病院事業局職員の駐在等に関する規程の一部改正)			
第11条 沖縄県病院事業局職員の駐在等に関する規程（令和7年沖縄県病院事業局訓令第5号）の一部を次のように改正する。			
第1条中「第17条」を「第14条」に改める。			
別表中「総務企画課」を「総務課」に改める。			

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

沖縄県病院事業局訓令第3号

沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程（令和2年沖縄県病院事業局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「沖縄県病院事業局職員就業規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第11号。以下「就業規程」という。）第4条第4項」を「就業規程第4条第6項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、第13条に規定する会計年度任用職員の早出遅出勤務の勤務時間の割振りについては、沖縄県病院事業局職員就業規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第11号。以下「就業規程」という。）第4条第3項の規定を準用する。

4 第2項の規定にかかわらず、所属長は、会計年度任用職員（管理者が別に定めるものを除く。）に対し、公務の運営に支障がある場合又は支障が生ずるおそれがある場合を除き、管理者が別に定めるところにより、次の各号に掲げるいずれかの勤務時間を割り振ることができる。

- (1) 午前7時から午後3時45分までの間における7時間45分
- (2) 午前7時30分から午後4時15分までの間における7時間45分
- (3) 午前8時から午後4時45分までの間における7時間45分
- (4) 午前9時から午後5時45分までの間における7時間45分
- (5) 午前9時30分から午後6時15分までの間における7時間45分
- (6) 午前10時から午後6時45分までの間における7時間45分

第9条第2項中「及び第3項」を「、第3項及び第4項」に改める。

第19条第5号を次のように改める。

(5) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 連続する7日の範囲内の期間

ア 会計年度任用職員の現住居が滅失又は損壊した場合

イ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足し、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができない場合

ウ 災害のうち、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第24条第1項に規定する非常災害対策本部が設置された非常災害若しくは同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された非常災害又はこれらの本部の設置が見込まれるものにより、会計年度任用職員の現住居以外の住居又は親族の住居が滅失し、又は損壊され、当該会計年度任用職員がその復旧作業に従事する場合

第19条中第19号を第23号とし、第18号の次に次の4号を加える。

(19) 生後1年に達しない子を育てる場合 1日2回それぞれ30分以内の期間

(20) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、次に掲げる場合のいずれかに該当するため、勤務しないことが相当であると認められるとき 1の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内で必要と認める日又は時間

ア 当該子の看護（負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をを行うことをいう。）を行う場合

イ 当該子に予防接種又は健康診断を受けさせる場合

ウ 当該子の学校の休業等（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止及び

同法第20条の規定による学校の休業並びに児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他の施設及び児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第19条の規定による出席停止又は同法第20条の規定による学校の休業に準ずるものをいう。）に伴い当該子の世話をを行う場合

エ 当該子の教育又は保育に係る行事（入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典をいう。）に参加する場合

- (21) 次に掲げる者（ウ及びエに掲げる者にあつては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護状態にある対象家族」という。）の介護又は通院等の付添い、要介護状態にある対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の必要な世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（要介護状態にある対象家族が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内で必要と認める日又は時間

ア 配偶者、父母、子及び配偶者の父母

イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

ウ 父母の配偶者及び配偶者の父母の配偶者

エ 子の配偶者及び配偶者の子

- (22) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢^{しゅう}血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認める期間

第20条第1項中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号を第2号とし、第6号を第3号とし、同項第7号中「又は」を「若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは」に改め、同号を同項第4号とし、同項第8号を削り、同項中第9号を第5号とし、同条第2項中「前項第4号及び第5号」を「前項第1号及び第2号」に改める。

第27条第1項中「初任給調整手当」の次に「（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。第3項、第29条第4項及び第30条第2項において同じ。）」を加える。

第35条（見出しを含む。）中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第37条第2項中「伝染病防疫手当」を「防疫等作業手当」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 特殊現場作業手当

(2) 抗がん剤取扱手当

第38条の見出し中「伝染病防疫手当」を「防疫等作業手当」に改め、同条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

防疫等作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

第38条第1項第1号中「感染症予防法第6条第2項」を「病院事業会計年度任用職員医療職給料表(1)の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員以外のフルタイム会計年度任用職員が、感染症予防法第6条第2項」に改め、同条第2項中「290円」の次に「（前項第1号に規定する作業のうち心身に著しい負担を与えると管理者が認める作業に従事した場合にあつては、580円）」を加える。

第45条の3の次に次の2条を加える。

（特殊現場作業手当）

第45条の4 特殊現場作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 会計年度任用施設管理技士であるフルタイム会計年度任用職員が、地上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う施設又は備品の修繕又は営繕（次号において「施設修繕等」という。）の作業に従事したとき。

(2) 会計年度任用施設管理技士であるフルタイム会計年度任用職員が、精神病棟（急性期の閉鎖病棟又はこれに準ずるものとして管理者が指定するものに限る。）における施設修繕等の作業（当該作業に従事した時間が1日について1時間以上である場合に限る。）に従事したとき。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき230円とする。

（抗がん剤取扱手当）

第45条の5 抗がん剤取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 会計年度任用薬剤師であるフルタイム会計年度任用職員が抗がん剤の調剤の業務に従事したとき。
- (2) 会計年度任用看護師又は会計年度任用准看護師であるフルタイム会計年度任用職員が抗がん剤の投与の業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき290円とする。

第47条第10項中「職員の」を「職員として在職した期間の」に、「除算する。」を「除算する。この場合において、1日未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。」に改める。

第49条中「通勤手当」を「第二種初任給調整手当、通勤手当」に改める。

第51条の見出し中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条第1項中「初任給調整手当に」を「第一種初任給調整手当に」に、「初任給調整手当相当額」を「第一種初任給調整手当相当額」に改め、同条第2項中「初任給調整手当相当額」を「第一種初任給調整手当相当額」に、「初任給調整手当の」を「第一種初任給調整手当の」に改め、同条第3項中「初任給調整手当相当額」を「第一種初任給調整手当相当額」に改める。

第57条第1項中「、第2項で定める」を「次項で定める額を加算した」に改め、同項第1号中「初任給調整手当相当額」を「第一種初任給調整手当相当額」に改め、同項第2号中「特殊勤務手当相当額」の次に「(パートタイム会計年度任用職員に対する特殊勤務手当に相当する報酬をいう。以下この条において同じ。)」を加え、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第二種初任給調整手当相当額(パートタイム会計年度任用職員に対する第二種初任給調整手当に相当する報酬をいう。以下この条において同じ。)

第57条第2項中「これらの」を「前3条に規定する」に、「各号に掲げる」を「各号に」に改め、同項第1号中「初任給調整手当相当額」を「第一種初任給調整手当相当額」に、「以下」を「以下この条において」に、「別表第8」を「別表第9」に改め、同項第3号中「第3号算定基礎額」を「この条において第4号算定基礎額」に、「別表第8」を「別表第9」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「第2号算定基礎額」を「この条において第3号算定基礎額」に、「別表第8」を「別表第9」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第二種初任給調整手当相当額については、管理者が定める額(以下この条において「第2号算定基礎額」という。)に別表第9に掲げる勤務の区分に応じた割合を乗じて得た額

第57条第3項第1号中「初任給調整手当相当額」を「第一種初任給調整手当相当額」に、「別表第9」を「別表第10」に改め、同項第3号中「第3号算定基礎額」を「第2号算定基礎額」に、「別表第9」を「別表第10」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「第2号算定基礎額」を「第3号算定基礎額」に、「別表第9」を「別表第10」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第二種初任給調整手当相当額については、第2号算定基礎額に別表第10に掲げる勤務の区分に応じた割合を乗じて得た額

附則第5条の見出し中「初任給調整手当等」を「第一種初任給調整手当等」に改め、同条第1項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条第2項中「初任給調整手当相当額」を「第一種初任給調整手当相当額」に改め、同項第1号から第3号までの規定中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

議 会 事 項

沖縄県議会訓令第1号

沖縄県議会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

沖縄県議会議長 中 川 京 貴

沖縄県議会事務局規程の一部を改正する訓令

沖縄県議会事務局規程(昭和47年沖縄県議会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(組織)

第2条 事務局に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる班を置く。

課名	班名
総務課	総務班
秘書広報課	秘書広報班
議事課	議事運営班 記録班
政務調査課	法制調査班 委員会班

第3条を次のように改める。

(事務分掌)

第3条 総務課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関する事。
- (3) 職員の人事、服務及び給与に関する事。
- (4) 職員の福利、厚生及び研修に関する事。
- (5) 職員の諸手当の認定に関する事。
- (6) 職員に係る諸証明に関する事。
- (7) 会計年度任用職員の任用等に関する事。
- (8) 議員の議員報酬及び費用弁償等に関する事。
- (9) 予算、決算及び経理に関する事。
- (10) 物品の出納及び保管に関する事。
- (11) 事務局に所属する公有財産の管理の統括に関する事。
- (12) 議会庁舎等の維持管理及び環境整備等に関する事。
- (13) 議会庁舎の総合案内に関する事。
- (14) 公用車の運行及び管理に関する事。
- (15) 議員の身分等に関する事。
- (16) 叙勲、褒章及び職員表彰に関する事。
- (17) 政務活動費に関する事。
- (18) 議員の資産等の公開に関する事。
- (19) 情報公開に関する事。
- (20) 総合的企画及び調整に関する事。
- (21) 議会LAN設備に関する事。
- (22) 各派代表者会に関する事（他課の所管するものを除く。）。
- (23) 全国都道府県議会議長会及び九州各県議会議長会等（職員の研修）に関する事。
- (24) その他他課の分掌に属しない事務に関する事。

2 秘書広報課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 議長及び副議長の秘書事務に関する事。
- (2) 議員の身分等に関する事。
- (3) 儀式、交際及び接遇に関する事。
- (4) 叙勲、褒章及び議員表彰に関する事。
- (5) 議長賞に関する事。
- (6) 議会後援に関する事。
- (7) 議員共済に関する事。
- (8) 元議員の礼遇に関する事。
- (9) 議長職指定の審議会等に関する事。
- (10) 議員の海外視察に関する事。
- (11) 慰霊祭に関する事。
- (12) 全国都道府県議会議長会及び九州各県議会議長会（他課の所管するものを除く。）等に関する事。

- (13) 議会ホームページの管理等並びに本会議及び委員会のインターネット中継その他の議会の広報に関すること。
 - (14) 広報に係る調整会議に関すること。
 - (15) 各派代表者会に関すること（他課の所管するものを除く。）。
- 3 議事課の事務分掌は、次のとおりとする。
- (1) 本会議の運営に関すること。
 - (2) 議会運営委員会の運営に関すること。
 - (3) 傍聴に関すること。
 - (4) 議員の出欠に関すること。
 - (5) 議案並びに請願、陳情及び意見書等の受理及び付託等に関すること。
 - (6) 本会議関係資料の編集及び発行等に関すること。
 - (7) 本会議等の記録に関すること。
 - (8) 会議録に関すること。
 - (9) 会議録等のホームページによる情報発信に関すること。
 - (10) 記録事務の調査及び研究等に関すること。
 - (11) その他本会議及び議会運営委員会に関すること。
 - (12) 各派代表者会に関すること（他課の所管するものを除く。）。
- 4 政務調査課の事務分掌は、次のとおりとする。
- (1) 議員提出政策条例案の作成補助、調査、研究及び連絡調整に関すること。
 - (2) 県政、諸法令その他国及び都道府県の諸施策等の調査及び研究に関すること。
 - (3) 議会制度の調査及び研究に関すること。
 - (4) 議会改革推進会議に関すること。
 - (5) 議会及び事務局関連の条例及び規則等の制定及び改廃の審査に関すること。
 - (6) 特命事項の調査及び研究に関すること。
 - (7) 議員からの依頼調査に関すること。
 - (8) 議会に関する資料及び情報の収集、整理及び提供に関すること。
 - (9) 全国都道府県議会議長会及び九州各県議会議長会等（議員の研修等）に関すること。
 - (10) 国及び他都道府県等からの照会等に関すること（他課の所管するものを除く。）。
 - (11) 図書室の管理運営に関すること。
 - (12) 図書及び資料目録（データベースを含む。）の整備に関すること。
 - (13) 図書室関係資料の編集及び発行に関すること。
 - (14) 国会図書館その他の関係機関及び関係団体との連絡及び協力に関すること。
 - (15) 常任委員会及び特別委員会の運営に関すること。
 - (16) 議案並びに請願、陳情及び意見書等の調査に関すること。
 - (17) 委員会関係の資料及び情報の収集、整理及び提供に関すること。
 - (18) 委員会記録に関すること。
 - (19) 委員会記録等のホームページによる情報発信に関すること。
 - (20) 委員会関係資料の編集及び発行等に関すること。
 - (21) 第15号から前号までに規定するもののほか、常任委員会及び特別委員会に関すること。
 - (22) 各派代表者会に関すること（他課の所管するものを除く。）。

第4条第3項の表中

課長補佐	課長の職務を補佐する。
秘書室長	秘書室の事務を掌理する。
議会史編さん準備室長	議会史編さん準備室の事務を掌理する。

を

課長補佐	課長の職務を補佐する。
------	-------------

に、

主事	一般的な事務を処理する。
速記士	記録事務を処理する。

を

主事	一般的な事務を処理する。
----	--------------

に改める。

第5条中「、班及び室」を「及び班」に改める。

第11条（見出しを含む。）及び第12条中「代決」を「代理決裁」に改める。

別表第2 共通の項中「（室）」を削る。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 アント出版
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1